

藤沢市危険木伐採等補助金交付事業のご案内

保存樹林内の危険木の
伐採費用を助成します



藤沢市の保存樹林指定を受けている方が対象となります。

本事業は、森林環境譲与税を活用しています。

目次

1	事業の趣旨	- 5 -
2	用語の定義（要綱第 2 条関係）	- 5 -
	（1）危険木とは	- 5 -
	（2）保存樹林とは	- 5 -
	（3）造園業者等とは	- 5 -
	（4）家屋等とは	- 5 -
3	補助の対象となる樹林	- 5 -
4	申請できる期間	- 6 -
5	補助対象者の条件（要綱第 4 条関係）	- 6 -
6	補助の対象となる作業（要綱第 3 条関係）	- 7 -
	（1）伐採、剪定	- 7 -
	（2）撤去、処分	- 7 -
7	補助の対象となる経費（要綱第 3 条関係）	- 8 -
※	危険木のイメージ図	- 9 -
8	補助金交付にあたって（要綱第 5 条及び第 6 条関係）	- 10 -
	（1）手続きの流れ（フロー図）	- 11 -
	（2）①補助対象となる条件の確認	- 12 -
	（3）②補助対象となる危険木の調査等	- 13 -
	（4）③見積書を用意する（要綱第 7 条第 2 号関係）	- 14 -
	（5）④補助金交付申請書の提出（要綱第 7 条関係）	- 15 -
ア	申請書の記入例	- 16 -
イ	案内図、危険木の位置図について（要綱第 7 条第 1 号関係）	- 19 -
ウ	危険木伐採等樹木調書について（要綱第 7 条第 3 号関係）	- 20 -
エ	危険木の全景写真と幹周写真について（要綱第 7 条第 4 号関係）	- 20 -
オ	暴力団排除に関する誓約書について（要綱第 7 条第 5 号関係）	- 21 -
カ	土地所有者の同意書について（要綱第 7 条第 6 号関係）	- 21 -
キ	保存樹林の土地の所有者が確認できる書類について（要綱第 7 条第 7 号関連）	- 22 -
ク	収支予算書について（要綱第 7 条第 8 号関連）	- 22 -

(6) ⑤補助金交付・不交付決定通知書の受領（要綱第8条、第9条関係）	22-
(7) ⑥危険木伐採等作業の開始（要綱第10条第1項第2号関係）	23-
(8) ⑦事業完了届の提出（要綱第10条関係）	23-
ア 危険木伐採等に係る申請者宛の領収書の写しについて（要綱第10条第1項第1号関係）	23-
イ 危険木伐採等の実施状況の写真（要綱第10条第1項第2号関係）	23-
ウ その他市長が必要と認めるもの（要綱第10条第1項第3号関係）	24-
(9) ⑧補助金の支払い（要綱第11条関係）	24-
8 補助金受領後の維持管理について（要綱第12～15条関係）	25-
9 関係法令と窓口のご案内.....	25-
10 よくある質問.....	26-
危険木伐採等の作業について	26-
被害が想定される家屋等について	27-
補助金交付申請等について	27-
その他	28-
藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱.....	30-
藤沢市危険木伐採等補助金交付申請書.....	34-
藤沢市危険木伐採等補助金交付・不交付決定通知書.....	37-
藤沢市危険木伐採等補助事業計画変更・中止承認申請書.....	38-
藤沢市危険木伐採等補助事業計画変更・中止承認等通知書.....	39-
藤沢市危険木伐採等補助事業完了届.....	40-
藤沢市危険木伐採等補助金交付請求書.....	42-
保存樹林の処分等に関する承認申請書.....	43-
保存樹林の処分等に関する承認通知書.....	44-
藤沢市危険木伐採等補助金交付決定取消通知書.....	45-
藤沢市危険木伐採等補助金返還命令書.....	46-
危険木伐採等樹木調書（要綱第7条第3号参考様式）	47-
暴力団排除に関する誓約書（要綱第7条第5号参考様式）	48-
同意書（要綱第7条第6号参考様式）	49-
収支予算書（要綱第7条第8号参考様式）	50-

藤沢市危険木伐採等補助金交付事業のご案内

1 事業の趣旨

藤沢市が指定している保存樹林について、一定期間保有することを条件に、良好な状態を保持し、台風や強風等による樹木の倒木被害から人の生命及び財産を守り、道路交通の安全の確保などを図るために、保存樹林の土地所有者等が行う危険木の伐採や剪定及びこれらに係る撤去、処分（以下「伐採等」という。）に必要な経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を要綱^{※1}に基づき交付します。

※1：藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

2 用語の定義（要綱第2条関係）

(1) 危険木とは

倒木により人の生命、身体及び財産又は家屋等、一般の交通の用に供されている道路、電線等の架線に被害を与えるおそれのある樹木。

(2) 保存樹林とは

藤沢市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例（以下「条例」とする。）第15条に基づき「保存樹林」の指定を受けているもの。

(3) 造園業者等とは

建設業法における「造園工事業」の許可を有している又は、造園施工管理技士等の資格者の雇用等による専門的知識を有する業者。

(4) 家屋等とは

住宅、住宅設備、倉庫、事務所、フェンス等の外構構造物、電線等の架線、車両等。

3 補助の対象となる樹林

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「条例」という。）第15条に基づき「保存樹林」の指定を受けている樹林となります。

4 申請できる期間

2026年（令和8年）は、事業開始初年度のため、5月1日（金）から受付を開始します。2027年（令和9年）以降については、各年の4月1日から受付を開始し、補助金交付申請額が市の予算の上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

また、交付申請の受付期限は設けていませんが、事業完了後、造園業者等からの領収書等（写し）や作業写真等の提出を2月末日までに行っていただく必要がありますので、十分な作業期間を確保したうえで申請してください。

5 補助対象者の条件（要綱第4条関係）

補助の交付対象となるのは、次の4つの項目に「**全て**」該当する方となります。

- (1) 危険木が存する保存樹林を所有し、占有し、又は管理している者。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 申請する年度において、本事業による補助金額の合計が、100万円未満である者。
- (4) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

※保存樹林と被害を受けるおそれのある家屋等及び土地の所有者が同一人又は同一世帯の場合は対象外となります。

※保存樹林の土地について共有名義がある場合、共有者の方の同意書の提出が必要となります。共有者の方には、申請内容の実施に関すること、市税の納付状況調査に同意して頂くことが必要となります。（本書21頁参照）



6 補助の対象となる作業（要綱第3条関係）

保存樹林内の危険木について、その危険木が倒木した時に人の生命及び財産、道路交通の安全確保、電線等の架線への被害を防ぐために行う伐採等の作業が補助の対象です。

(1) 伐採、剪定

倒木時に被害が発生しないように、危険木を伐採又は剪定する作業が対象です。

(2) 撤去、処分

危険木を伐採したのち、保存樹林内で再利用等を行わずに、保存樹林外（申請者等所有地含む。）へ撤去する作業又は搬出による処分が対象です。

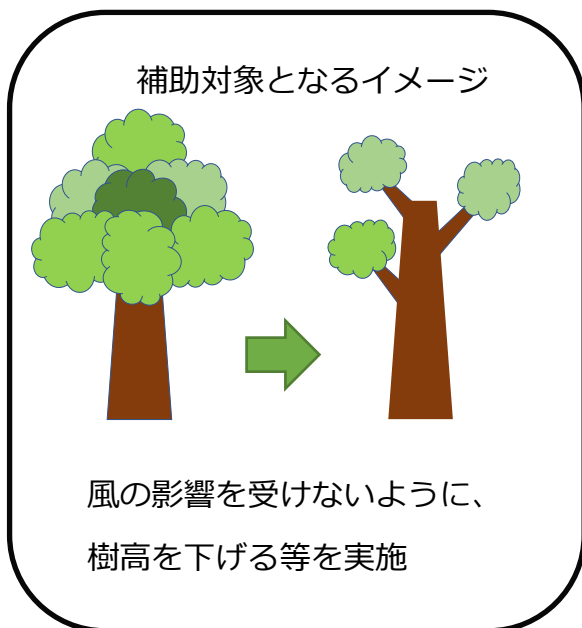
※すでに倒木している樹木の撤去、処分は、対象となりません。

※樹木の売却等の営利目的作業や災害防止工事に伴う伐採等作業は、対象となりません。

※見積書や申請に必要な書類の作成費用は、補助の対象となりません。

※申請者等がご自身で伐採等の作業を実施場合は、補助の対象となりません。

補助対象となる剪定のイメージ



7 補助の対象となる経費（要綱第3条関係）

保存樹林内の危険木を伐採等する経費について、次の項目について「**全て**」満たしていることが必要となります。

- (1) 保存樹林内の危険木を伐採や剪定に係る経費やその伐採した危険木の運搬や処分に係る経費であること
- (2) 危険木の伐採等を造園業者等に委託し、その経費を申請者が負担するものであること
- (3) 申請した伐採等について、国や地方公共団体等の補助を受けていないこと
- (4) 剪定する危険木については、当該年度を含む前5年度の間、本補助金の交付を受けていないこと

※本市の「緑の保全奨励金」や神奈川県「自然保護奨励金」の交付を受けていても、補助の対象となります。この他の補助を受ける方は、「みどり保全課」にご相談ください。

※ご自身で伐採等の作業をするには、危険が伴ったり、多大な労力や高度な技術が要するなどの場合に、造園業者等へ作業依頼するものが対象となります。

※年度内の申請回数については、補助上限金額100万円までは、申請受付期間中（市の予算の上限に達するまでの間）何度でも申請できます。

※伐採等に必要の家屋等への養生費用は、補助の対象となりません。

※伐採後の補植経費については、補助の対象となりませんが、苗木の配布を実施しておりますので、「みどり保全課」までご相談ください。

苗木の配布事業のご案内

「みどり保全課」では、保存樹林の所有者の方に、苗木の配布を実施しておりますので、お問い合わせください。

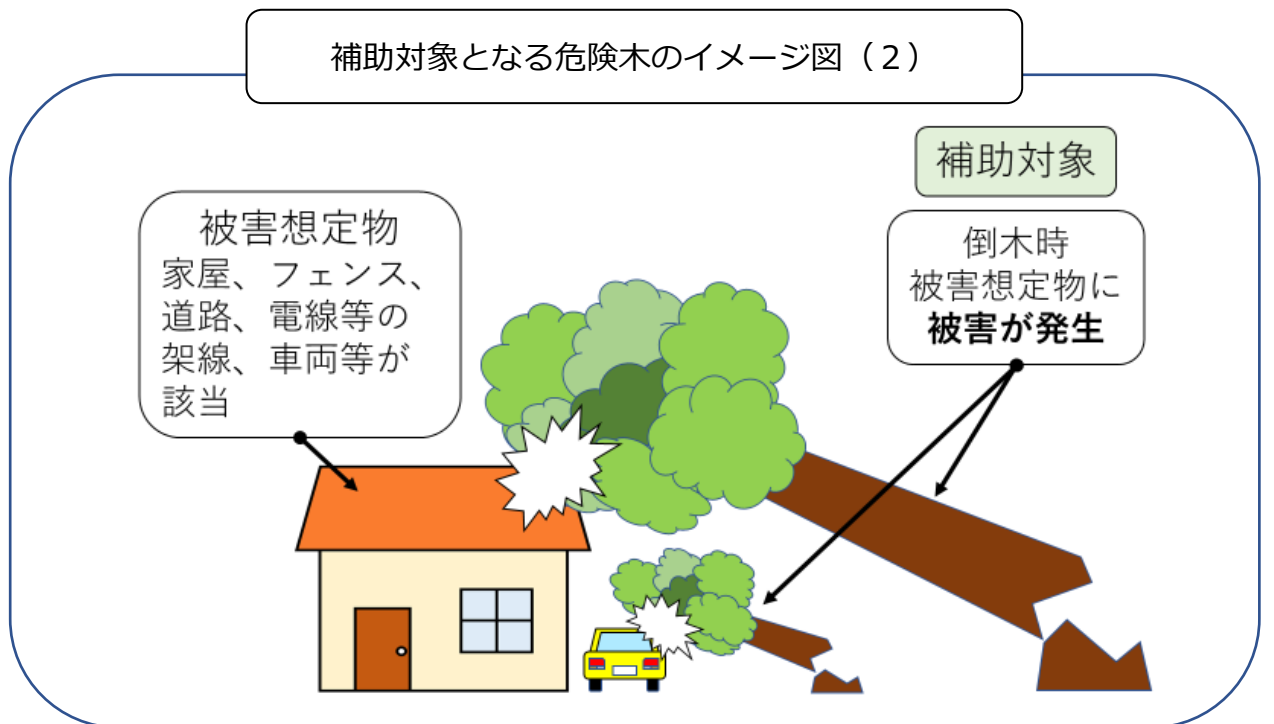
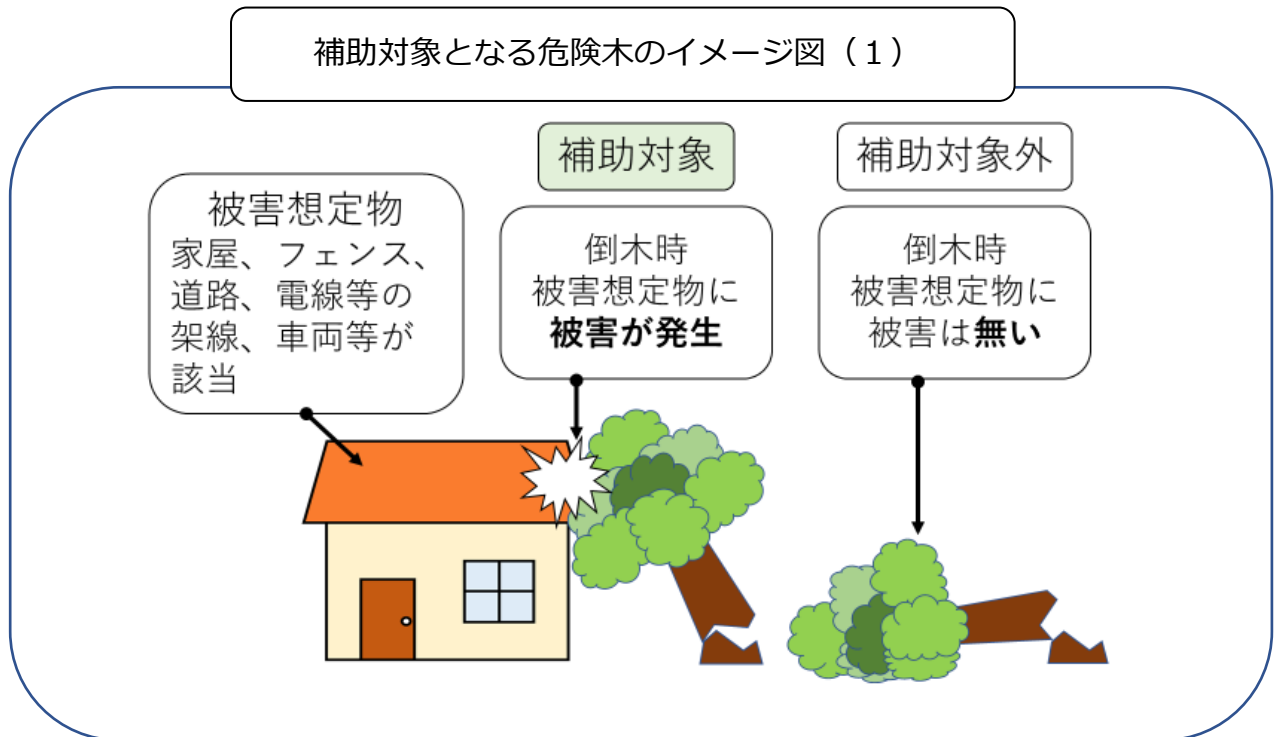
配布樹種：イロハモミジ、クヌギ、クロマツ、
コナラ、ヒノキ、ヤマボウシ

配布本数等：1種類10本単位で合計100本まで



※ 危険木のイメージ図

ここでは、保存樹林の危険木により被害が想定される家屋等を「被害想定物」とします。



※被害想定物が自己所有物の場合、補助対象となりません。

※被害想定物が第三者の所有物であっても、その所有物が存在する土地と危険木の所有者が同一である場合も、補助対象となりません。

8 補助金交付にあたって（要綱第5条及び第6条関係）

保存樹林内の危険木伐採等を造園業者等が作業する経費の2分の1以内で100万円を上限に補助をします。

- ・本事業に必要な補助金交付申請書等の書式は、34頁以降にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

(<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/machizukuri/kankyo/shizenhogo/hozonjurin.html>)

- ・千円未満の端数は、切捨てとなります。
- ・**市の年間予算額を超えた場合、受付は終了いたします。**
- ・**申請受付順のため、年間予算額により満額補助とならないことがあります。**

事例1 危険木伐採等に要する経費が200万円以上の場合

伐採等に要する経費	市の補助金額	自己負担額	備考
230万円（税込み）	100万円	130万円	※上限金額が100万円のため

事例2 危険木伐採等に要する経費が200万円未満の場合

伐採等に要する経費	市の補助金額	自己負担額	備考
130万円（税込み）	65万円	65万円	※補助対象経費の2分の1以内

※作業内容（伐採等の本数や処分方法など）の変更による補助金の増額は、承認申請が必要となりますので、造園業者等と立ち会うなどして、申請内容の把握に努めてください。

※交付申請書を提出後、交付決定通知前に作業着手した場合は、補助の対象とならないので注意してください。

※事業完了届が、2月末の提出期限を過ぎた場合、補助金が支払えないので、注意してください。

※作業内容を変更する場合は、事前に「みどり保全課」に連絡し、内容変更の手続きを行い、その承認通知後に作業を開始してください。変更承認を受けていない作業については、補助金が支払われません。

※この補助について、防災工事を実施するためなどの制度の趣旨に反する場合は、補助金の返還等を求めることとなりますので注意してください。

(1) 手続きの流れ (フロー図)

① 補助対象となる条件の確認 (12頁参照)

藤沢市が指定する保存樹林になっているかを確認

② 補助対象となる危険木の調査等 (13頁参照)

倒木した時に想定される被害について調査

③ 見積書を用意する (14頁参照)

造園業者等からの見積書を用意します。

※森林法の手続きについて確認をしてください。(下記参照)

④ 補助金交付申請書の提出 (15頁参照)

必要な書類を添付して申請

概ね2週間

⑤ 補助金交付・不交付決定通知書の受領 (22頁参照)

申請内容に変更が生じた場合は、変更承認が必要です。

⑥ 危険木伐採等作業の開始 (23頁参照)

補助金交付決定内容の確認後、造園業者等へ作業開始連絡

⑦ 事業完了届の提出 (23頁参照)

領収書等(写し)や写真などの必要な書類を添付して提出します。

約40日

⑧ 補助金の支払い (24頁参照)

事業完了届提出後、指定口座への振り込みに約40日を要します。

※森林法の手続きについて、必ずご確認ください。

□森林法の手続きが必要な場合

本事業の補助金交付申請とは別に、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要となり、危険木伐採を行う**30日～90日前まで**に手続きを行うこととなりますので、注意してください。

また、森林法の届出がなされていない場合、補助金交付の決定等通知はできませんのでご了承ください。届出がされていないことによる審査の遅れによって、補助金の交付が受けられなくなる場合があります。

(2) ①補助対象となる条件の確認

補助金交付を希望する保存樹林内の伐採等作業について、対象となるかどうかを確認してください。

森林法や特別緑地保全地区、風致地区における行為等の手続きが必要かの確認をしてください。

★ 藤沢市から保存樹林の指定を受けていますか

- 受けている → 補助対象
- 受けていない → 補助を受けることができません。

★ 保存樹林内の樹木が倒木した時に、自己所有物以外の被害が発生しますか

- 被害発生がある → 補助対象
- 被害は発生しない → 補助を受けることができません。

※補助対象となるイメージは、9頁を参照してください。

★ 申請する保存樹林の所有者又は管理者ですか

- 所有している又は管理している → 補助対象
- 保存樹林の共有名義人である → 補助対象
- 上記以外 → 補助を受けることができません。

森林法第5条の地域森林計画対象民有林である

→ 別途、森林法に基づく手続きが必要です。伐採をする30日～90日前までに手続きが必要となります。(手続きは、「みどり保全課」になります。)

特別緑地保全地区(城南、引地川、境川、遠藤笹窪)内の保存樹林である

→ 必要な手続きは、「みどり保全課」にご相談ください

保存樹林内の伐採や滅失については、条例第17条の届出をしてください。

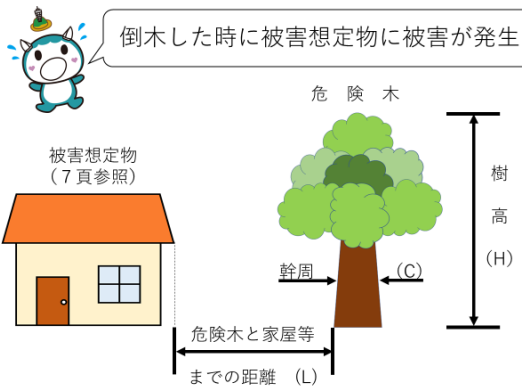
風致地区内の保存樹林である

→ まちなみ景観課への手続きについて確認が必要です。

藤沢市計画建築部街なみ景観課(電話:0466-50-3508)

(3) ②補助対象となる危険木の調査等

ア 家屋等への被害が想定される場合の調査例



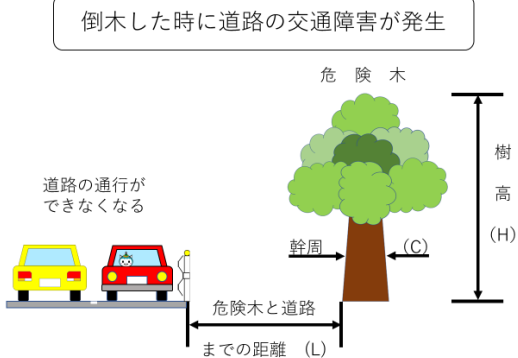
- ・危険木の樹高 (H) と幹周 (C) を調査してください。
- ・危険木と家屋等までの距離 (L) を調査してください。
- ・危険木と家屋の間にフェンス等が設置されている場合は、フェンスまでの距離 (L) を調査してください。

※樹高 (H) \geq 距離 (L) の時、補助の対象となります。

※申請者及び申請者の共有名義の家屋等は、対象外となります。(9頁※印参照)

イ 道路の通行障害が想定される場合の調査例

※交通障害の発生は無いが、ガードレールなどの道路施設への被害が想定される場合も補助の対象となります。



- ・危険木の樹高 (H) と幹周 (C) を調査してください。
- ・危険木と道路までの距離 (L) を調査してください。
- ・ガードレール等の道路構造物への被害が想定される場合、道路構造物までの距離 (L) を調査してください。

※樹高 (H) \geq 距離 (L) の時、補助の対象となります。

上記以外に想定される被害想定物 (9頁参照) として、隣接者の車両、電線や電話線等の架線が対象となりますので、危険木の樹高や幹周の調査とまでの距離を調査してください。

(4) ③見積書を用意する（要綱第7条第2号関係）

- ・見積書は、「見積書の作成例」を参考に、造園業者等に依頼してください。
- ・伐採等作業に必要な草刈り費用や住宅等の養生費用については、補助対象外となるため、計上しないでください。

見積書の作成例

御 見 積 書

2026年〇月〇日

樹林 太郎 様

株式会社 藤澤造園
代表取締役 藤澤 みどり 印

見積金額 ￥1,853,500円
(うち消費税相当額 ￥168,500円)

品 名	数量	単位	単 価	金 額
伐採（樹高1.5m）	6	本	200,000	1,200,000
伐採・剪定枝等処分費用（運搬費、処分費含む）	7	本	25,000	175,000
剪定	1	本	50,000	50,000
伐採木売却費用	1	本	-20,000	-20,000
諸経費	1	式	280,000	280,000
合計（税抜き）				1,685,000

※数量については、実数にしてください。

※諸経費以外の単位の欄について、「式」計上はしないでください。

- ・藤沢市では、伐採等作業業者のあつせんはしません。
- ・造園業者等については、藤沢市が行う入札に参加登録している事業者を次の方法で閲覧することができますので、参考にしてください。

ア 「かながわ電子入札共同システム」(<https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の「入札情報サービスシステム」をクリック

イ 湘南地区の「藤沢市」をクリック

ウ 画面左側の（業者情報）の「資格者名簿（工事）」をクリック

エ 「造園」を選択し、「検索」をクリック

又は、上記ア、イのクリック後、

ウ 画面左側の（業者情報）の「資格者名簿(一般委託)」をクリック

エ 「樹木保護管理」「森林整備業務の請負」を選択し、「検索」をクリック。

(5) ④補助金交付申請書の提出（要綱第7条関係）

「藤沢市危険木伐採等補助金交付申請書」を提出してください。

申請書は3枚で構成されており、次頁からの記入例等を参考に必要な書類を添付して提出してください。

また、保存樹林内の伐採については、別途、条例第17条で定めている「保存樹木等に係る届出」が必要となりますので、作業前までに「保存樹木等伐採・譲渡届」を提出してください。

市で申請書を受理した順に提出書類を確認していきますが、原則として申請書類に修正や不足等がある場合、再受理扱いとなりますので、ご注意ください。なお、再受理により補助金の交付が受けられなくなることがあります。

市の窓口は平日の9時から17時までです。

メール：fj-midori@city.fujisawa.lg.jp

（メールによる提出の場合、電話で申請した旨の連絡をください。）

連絡先： 0466-50-8252

提出する各種申請書の様式については、34頁以降を参照してください。市のホームページで各様式をダウンロードすることができますので、ご利用ください。

主な申請書の様式は、次のとおりです。

申請時の様式

「藤沢市危険木伐採等補助金交付申請書」・・・ 34頁

完了時の様式

「藤沢市危険木伐採等補助事業完了届」・・・ 40頁

「藤沢市危険木伐採等補助金交付請求書」・・・ 42頁

ア 申請書の記入例

・ 1 / 3 ページの記入例

2026 年 ○ 月 ○ 日

藤沢市長

申請者 〒 251 - 8601
住所 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
(ふりがな) じゅりん たろう
申請者名 樹林 太郎
電話番号 0466(25)0000

藤沢市危険木伐採等補助事業を次のとおり実施したいので、藤沢市補助金交付規則第3条及び藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条

交付申請にあたり、私に係る藤沢市税の納付状況について同意します。
完了届を期限内に提出できない場合又は虚偽の記載第3条及び第14条の規定に基づき、補助金交付決定の取消し及び返還を求めさせていただきます。

事業実施場所	藤沢市 <u>藤沢 115 番 00</u>
保存樹林指定番号	<u>1 - 000 - 000 - 0</u>
土地所有者氏名等 (共有の場合は全員)	住所： <u>神奈川県藤沢市朝日町1番地の1</u> 氏名： <u>樹林 太郎</u> 住所： <u>神奈川県藤沢市朝日町1番地の1</u> 氏名： <u>樹林 育子</u> 住所： 氏名：

※不足する場合は、別紙で提出してください。
※共有者の同意書を提出してください。

申請者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入

住所ではなく、事業実施場所の地名地番を全て記入

「1」から始まる指定番号を記入

土地について、共有者がいる場合、全員分を記入

※事業実施場所欄については、住所や住居表示ではなく、危険木伐採等をする箇所の地名地番を全て記入してください。

※保存樹林指定番号は、「1」から始まるハイフンを含む11桁の番号を記入してください。

※危険木伐採等をする土地について、共有する所有者がいる場合は、その全ての方の住所、氏名を記入して提出してください。欄が不足する場合は、別紙(任意書式)で提出してください。

・ 2 / 3 ページの記入例

見積書を参考に記入

補助対象経費の作業内容	(1) 伐採する樹木 6 本
	(2) 伐採後処分する樹木 5 本
	(3) 伐採後売却する樹木 1 本
	(4) 剪定する樹木 1 本
補助対象経費の見積額	見積額 1,685,000 円 (税抜き)
	消費税相当額 168,500 円
	合計 1,853,500 円
作業着手予定日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
作業完了予定日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
作業委託業者名	住所: 神奈川県 藤沢市 〇〇 丁目 〇番 〇号
	名称等: 株式会社 藤澤造園
	担当者: 〇〇 〇〇
	連絡先: 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
補助金申請額 (千円未満は切捨て)	926,000 円 ※補助対象経費の2分の1以内。上限100万円
補助金申請額の内訳	(1) 伐採費用 600,000 円
	(2) 処分費用 87,500 円
	(3) 剪定費用 25,000 円
	(4) 諸経費 140,000 円
	(5) 売却額※ ▲10,000 円
	(6) 消費税相当額 84,250 円
	(7) (1)~(6)の合計 926,750 円

見積書の金額を記入

提出日から2週間以上あけた日

千円未満は切捨て

1円まで記入

売却する場合、マイナス計上が必要

※作業着手予定日について、森林法に基づく伐採届出を同時に行なう場合、申請日(申請日を含む。)から31日以降の日付を記入してください。
(10月1日に申請する場合、作業着手予定日は、10月31日以降となります。)

※補助金申請額の内訳については、造園業者等から受け取った見積書を参考にして、(1)から(7)に当てはまる項目ごとに集計等してください。

集計後の金額については、「1円単位」まで算出してください。各項目を合計した後、補助金申請額は、「千円未満切捨て」となります。

・ 3 / 3 ページの記入例

確認事項
(1) の項目
全てにレ点
が必要

レ点のうえ、
順番に並べて
提出

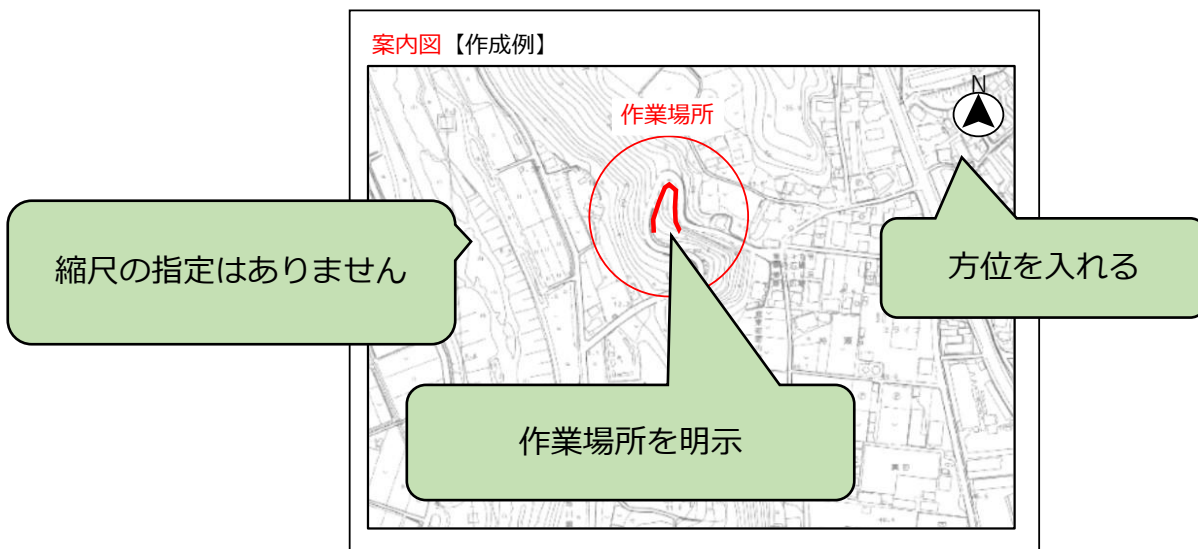
次の事項を確認のうえ、全項目の口に「レ」を入れてください。	
確認事項 (1)	<input checked="" type="checkbox"/> 伐採等作業委託業者が、造園業者等であることを確認し、各種法律や条例その他の規程を遵守のうえ実施することを確認している。
	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川地域森林計画の対象となっている民有林の手続きについて確認している。
	<input checked="" type="checkbox"/> 危険木の倒木による想定被害が、保存樹林所有者又は管理者の自己所有地内で発生する場合や自己所有物の場合、補助の対象とならないことを確認している。
	<input checked="" type="checkbox"/> 本要綱以外の他の負担金又は補助金を受けていない。※1
提出する書類に「レ」を入れ、順に上から並べて提出してください。	
提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請書（第1号様式）
	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図、危険木の位置図
	<input checked="" type="checkbox"/> 造園業者等の見積書の写し
	<input checked="" type="checkbox"/> 危険木伐採等樹木調査書
	<input checked="" type="checkbox"/> 危険木の全景写真と幹周写真
	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書
	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者の同意書 ※共有名義の場合や申請者が土地所有者でない場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 保存樹林の土地の所有が確認できる書類
	<input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書
次の事項を確認のうえ、全項目の口に「レ」を入れてください。	
確認事項 (2)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書、添付書類は控え（コピー等）がある。
	<input checked="" type="checkbox"/> 作業着工予定日は申請した日から2週間以上ある。
	<input checked="" type="checkbox"/> 完了届を2月末日までに提出できる。
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付決定通知後に作業内容に変更や中止が生じた場合は、事前に内容変更等承認手続きが必要となる。
	<input checked="" type="checkbox"/> 森林法の手続きが必要な場合、手続きを完了している。
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付決定通知書が届く前に伐採等作業はしない。

※1 「緑の保全奨励金」を除く

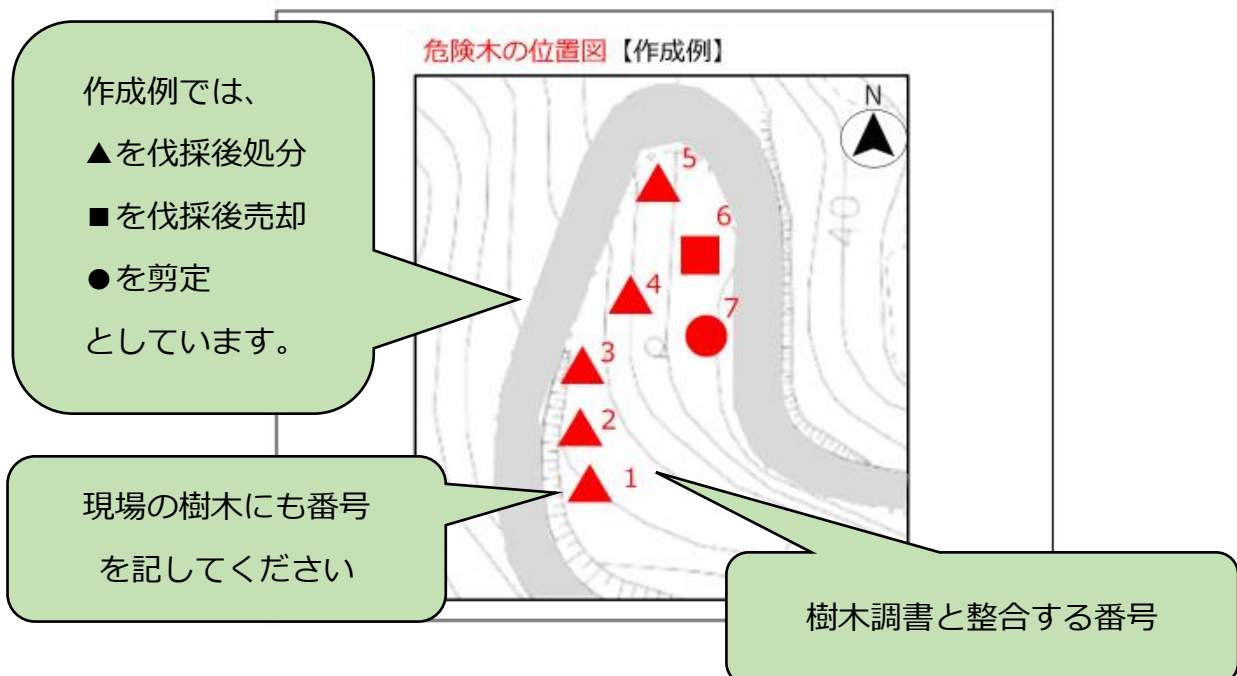
・ 申請書記入についてわからないことがある時は、みどり保全課までご連絡ください。



イ 案内図、危険木の位置図について（要綱第7条第1号関係）
案内図については、次の図を参考に作成してください。



危険木の位置図については、伐採等する樹木の位置がわかるように作成し、「危険木伐採等樹木調書」（次頁参照）の番号と整合させてください



ウ 危険木伐採等樹木調書について（要綱第7条第3号関係）

危険木の位置図
の番号と整合

写真に番号を
つけてください

危険木伐採等樹木調書										（第7条第1項第3号参考様式）		
番号	作業内容	危険木樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	被害想定物等					被害想定物 までの 距離 (m)	伐採樹木 の売却	該当写真 番号等
1	伐採・剪定	ナラ	120	10	<input type="checkbox"/> 家屋等	<input checked="" type="checkbox"/> 道路	<input checked="" type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()	9.0	有	無	1～3
2	伐採・剪定	ナラ	123	8	<input type="checkbox"/> 家屋等	<input checked="" type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()	5.0	有	無	4～7
3	伐採・剪定	クヌギ	95	9	<input type="checkbox"/> 家屋等	<input checked="" type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()	3.0	有	無	8～10
4	伐採・剪定	クヌギ	125	13	<input type="checkbox"/> 家屋等	<input checked="" type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()	10.0	有	無	11～13
5	伐採・剪定	ナラ	90	10	<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input checked="" type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()	3.0	有	無	14～17
6	伐採・剪定	スギ	120	11	<input type="checkbox"/> 家屋等	<input checked="" type="checkbox"/> 道路	<input checked="" type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()	5.0	有	無	18～20
7	伐採・剪定	ナラ	150	15	<input type="checkbox"/> 家屋等	<input checked="" type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()	5.0	有	無	21～23
8	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	
9	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	
10	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	
11	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	
12	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	
13	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	
14	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	
15	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()		有	無	

幹周：地面から約 1.2m
の高さで測定

被害想定物すべてにし
るしをしてください

最短距離を記入

※被害想定物等欄については、倒木した時に被害が想定されるものについて、
 ・家屋等欄については、申請者等の土地所有者以外が所有する住宅や構造物が対象となります。
 ・道路欄については、危険木倒木時に道路を安全に通行することができなくなる場合やガードレール等の道路構造物への被害が対象となります。
 ・電線等欄については、電気、電話などの通信線が対象となります。（自己所有物への引き込み線は対象外です。）
 ※被害想定物等までの距離欄について、対象物が複数ある場合、最短距離を記入してください。
 ・被害発生が想定がされない樹木の伐採等については、対象外となります。

エ 危険木の全景写真と幹周写真について（要綱第7条第4号関係）

伐採等する危険木の全景を撮影してください。樹木が込み合っ場合、撮影可能範囲で構いませんが、写真には伐採等する樹木がわかるように明示してください。

幹周写真については、地面から約1.2メートルの高さでの幹周を計測し、その計測数値が見えるように撮影してください。

撮影例

写真1 全景例



写真2 幹周例



※全景写真にて伐採等する危険木がわかりづらい場合は、赤線等で囲って明示してください。

※申請時に必要な写真は、全景と幹周写真ですが、家屋等との離隔状況などの写真を適宜追加してください。

※申請する危険木には、リボンテープ等をつけ、番号の印をつけてください。

オ 暴力団排除に関する誓約書について（要綱第7条第5号関係）

- ・申請者や共有者の方が内容を確認のうえ、直筆のうえ提出してください。
- ・虚偽などが発覚した場合、補助金の返還などが発生します。
- ・誓約書については、本書48頁を使用してください。

カ 土地所有者の同意書について（要綱第7条第6号関係）

- ・保存樹林の土地について、共有する所有者がいる場合や土地所有者でない方が管理者として、補助金交付申請している場合に、必要となる書類です。
- ・「同意書」については、申請者を除く土地所有者全員の方が直筆のうえ、添付してください。
- ・誓約書については、本書49頁を使用してください。

キ 保存樹林の土地の所有者が確認できる書類について（要綱第7条第7号関連）

保存樹林の土地の所有が確認できる書類として、申請日から3月以内の法務局で取得できる土地登記簿（登記事項証明書）や当該年度の納税通知書の写しなどを用意してください。

ク 収支予算書について（要綱第7条第8号関連）

収支予算書

（収入の部）		
区 分	収入（予定）額	備 考
自己負担金	¥907,500	
市補助金	¥926,000	
売却益	¥20,000	
合 計	¥1,853,500	

※本補助金以外の収入があるときは、その収入の補助金名等を摘要欄に記入してください。
※売却による収入があるときは、摘要欄に売却金を記入してください。

（支出の部）		
区 分	支出（予定）額	備 考
事業費	¥1,853,500	
合 計	¥1,853,500	

補助金申請額を記入

売却額を記入

支出の部の合計額と一致

見積書等の合計額（税込み）を記入

(6) ⑤補助金交付・不交付決定通知書の受領（要綱第8条、第9条関係）

補助金交付申請を受理してから、概ね2週間の審査期間経過後に「藤沢市危険木伐採等補助金交付・不交付決定通知書」が発行されますので、市から連絡がありましたら、受け取りに来てください。

補助金交付・不交付決定通知書の内容（交付、不交付、交付決定金額、交付条件等）を確認のうえ、事業に着手してください。

また、申請内容に変更が生じた場合や中止するときは、あらかじめ内容変更の手続きを行ってください。

※森林法に基づく伐採届が提出されていない場合、交付決定通知ができませんので、ご了承ください。

(7) ⑥危険木伐採等作業の開始（要綱第10条第1項第2号関係）

補助金交付・不交付決定通知書を受領し内容を確認したら、見積書の徴収をした造園業者等に作業開始の連絡をしてください。

事業完了届出を提出する時に、危険木伐採等の状況写真が必要となりますので次の項目をご確認ください。

ア 伐採前の状況を撮影してください。

イ 伐採等作業中を撮影してください。

ウ 伐採後の切り株や剪定後の状況を撮影してください。

エ 伐採前の状況撮影と比較できるように、伐採後の状況を撮影してください。

オ 伐採樹木の処分状況を撮影してください。

ア～オの写真については、申請した樹木番号ごとに行ってください。写真にて状況が確認できない場合、作業場所での立ち会いや追加書類の提出を求める場合があります。その場合、補助金の支払いが通常期間よりも遅れる場合があります。

※危険木伐採等の作業開始に伴う市への連絡や、事業着手届出は必要ありません。

(8) ⑦事業完了届の提出（要綱第10条関係）

「藤沢市危険木伐採等補助事業完了届」を事業完了後、30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに提出してください。事業完了届の書式は、40頁にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

※郵送の場合は、2月末日までに必着です。

※事業内容に変更や申請額の変更があった場合は、「内容変更の手続き」が必要です。

ア 危険木伐採等に係る申請者宛の領収書の写しについて（要綱第10条第1項第1号関係）

伐採等をした造園業者等が発行する領収書の写しを添付してください。このとき、補助金交付決定通知書の補助事業者宛てになっていることをご確認ください。

イ 危険木伐採等の実施状況の写真（要綱第10条第1項第2号関係）

「(7) ⑥危険木伐採等作業の開始」で記載した状況写真を、樹木番号ごとに整理して、添付してください。

ウ その他市長が必要と認めるもの（要綱第10条第1項第3号関係）

「ア」、「イ」の書類等に加えて「収支決算書」を作成し、添付してください。

収支決算書

(収入の部)

区 分	収 入 額	備 考
自己負担金	¥907,500	
市補助金	¥926,000	
売却益	¥20,000	
合 計	¥1,853,500	

※本補助金以外の収入があるときは、その収入の補助金名等を摘要欄に記入してください。
※売却による収入があるときは、摘要欄に売却先を記入してください。

(支出の部)

区 分	支 出 額	備 考
事業費	¥1,853,500	
合 計	¥1,853,500	

補助金交付決定額を記入

売却額を記入

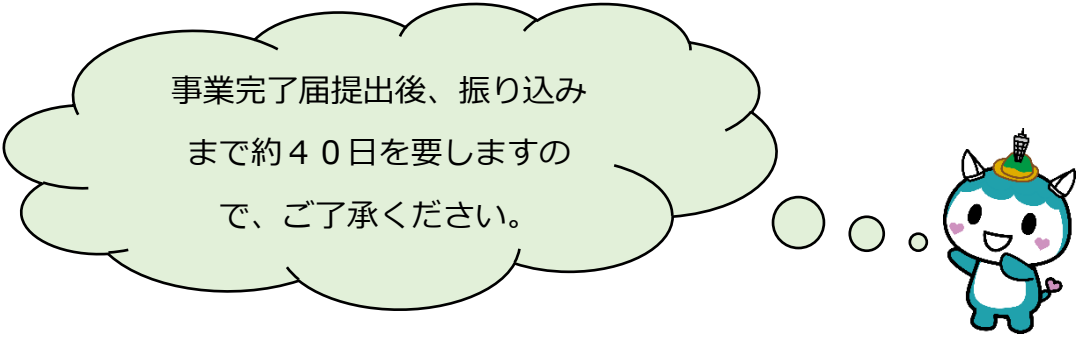
支出の部の合計額と一致

領収書の額（税込み）を記入

(9) ⑧補助金の支払い（要綱第11条関係）

事業完了届提出時、「藤沢市危険木伐採等補助金交付請求書」を提出してください。
請求書の氏名は交付決定通知に記載のある方とし、振込先口座名義人も同様としてください。・請求書の書式は、42頁にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

補助金の支払いにあたっては、市で事業の完了確認（約10日間）後、振込手続きを開始しますので、指定された口座への振り込みには、事業完了届を提出された日から約40日を要します。



8 補助金受領後の維持管理について（要綱第12～15条関係）

本事業の補助金を受けた保存樹林については、良好な状態の保持に努めてください。また、次の項目に該当する場合、補助金の返還等が生じますので、必ずご確認ください。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (6) 事業完了日から起算して5年以内に保存樹林の処分等を行ったとき。
- (7) 事業完了日から起算して5年以内に保存樹林の指定解除となったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

9 関係法令と窓口のご案内

保存樹林内の樹木を伐採等する場合に、次の手続きが必要となる場合がありますので、各窓口にご相談ください。

名称	窓口	根拠法令等
森林法に関する事	都市整備部 みどり保全課 (0466-50-8252)	森林法
特別緑地保全地区に関する事		都市緑地法
保存樹林に関する事		藤沢市緑の保全及び緑化に関する条例
風致地区に関する事	計画建築部 街なみ景観課 (0466-50-3508)	藤沢市風地区条例

※ご不明な点は、「みどり保全課」にご連絡ください。

10 よくある質問

危険木伐採等の作業について

Q 危険木の伐採等作業を既に行ってしまいましたが、補助対象となりますか。

A 対象となりません。既に実施されたものについての補助を行うことはできません。

Q 今にも倒れそうな木があり、すぐに伐採したいが申請前に作業しても良いですか。

A 補助金交付の申請がない伐採等作業については、認められません。ご自身での対応をお願いします。

Q 既に倒木した樹木の処分は、補助対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 危険木を移植する場合は、補助対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 剪定作業については、補助対象となりますか。

A 作業内容によって補助対象となります。

春から伸びすぎた枝や込みすぎた枝を取り除くなどの目的で行う日常的な剪定（軽剪定）については、対象となりません。強風等による倒木の危険回避や予防的管理のために樹高を抑える等の作業が、補助対象となります。

また、本事業の補助を受けて剪定した樹木については、補助交付年度を含む前5年間の間は、本補助金交付申請をすることができません。

Q 竹の伐採は、補助対象となりますか

A 対象となりません。

Q 危険木伐採等に必要の草刈り費用は、補助対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 自分で危険木の伐採等作業をする場合、補助対象となりますか。

A 対象となりません。本事業は、危険木を伐採等する場合に、自ら作業できる範囲を超える多大な労力を要する場合や危険が伴う作業をご自身でできない場合に、専門の

事業者が依頼が必要な作業に対して補助をするものですので、ご自身で行った作業についての費用は補助の対象外です。

Q 危険木伐採等後の植栽費用は、補助対象となりますか。

A 補助対象となりません。市では、保存樹林所有者等に苗木の配布を実施しておりますので、ご活用ください。

被害が想定される家屋等について

Q 自分が所有している住宅、アパート、駐車場への被害が想定される危険木の伐採等は補助対象となりますか。

A 対象となりません。本事業は倒木した時に第三者に対して支障・危険が及ぶものに対する補助となりますので、所有者ご自身で対応していただくこととなります。なお、貸した土地に第三者が所有する住宅等がある場合や、貸駐車場における被害想定も対象外となります。

Q 斜面上の樹木が倒木後、滑り落ちることで住宅等に被害が想定される場合は、補助対象となりますか。

A 対象となりません。

補助金交付申請等について

Q 保存樹林所有者ではありませんが、補助金交付の申請できますか。

A 申請を行うことができるのは、保存樹林の所有者又は管理者です。

Q 自宅に隣接している別の人所有する保存樹林内の伐採等作業について、所有者に代わって補助金の交付申請はできますか。

A 申請を行うことができるのは、保存樹林の所有者又は管理者です。

Q 複数の場所が保存樹林に指定されているが、同時に申請しても良いですか。

A 保存樹林の土地所有者が同一人物の場合は申請可能です。申請書の「事業実施場所」欄に、作業を実施する個所の地名地番を全て記入し、「保存樹林指定番号」欄にも全て記

入してください。

Q 保存樹林と隣接地の境界線がわかりません。補助金交付の申請は可能ですか。

A 土地の境界線がわからない場合、補助を行うことはできません。

本事業は保存樹林の土地について補助を行うものです。申請にあたっては隣接地の地権者と十分調整を行ってください。万一違う土地で作業をしたことが判明した場合、補助金の返還を求める場合があります。

Q 2月末日までに事業完了届を提出しないとイケませんか。

A 伐採等作業が完了したうえで、必ず申請年度の2月末日までに事業完了届を市に提出することが必要です。期限に遅れた場合、補助金の交付が受けられません。

Q 来年度に予定している作業について、申請はできますか。

A 申請できません。申請を行うことができるのは、申請年度の2月末日までに、伐採等作業完了し事業完了届を提出できる事業となります。

Q 補助金交付申請は、何回出来ますか。

A 1年度につき補助金額が100万円を超えていない場合、交付申請を行うことはできますが、必ず補助を受けられるわけではありません。なお、申請金額の総額が市の予算の範囲を超えた時点で、受付を終了します。

Q 申請書類の提出方法は、郵送やメールでも可能ですか。

A 郵送やメールでの提出も可能です。申請書類の記載事項、添付書類等に漏れがないかなど、ご心配があれば窓口へお持ちいただくことをお勧めします。ただし、土地所有者の同意書など原本の提出が必要なものにつきましては、窓口へお持ちいただくか郵送での提出をお願いします。

その他

Q 造園業者等を紹介してほしい。

A 本書14頁を参考にしてください。なお、市内事業者育成のため、できるだけ市内事業者に作業を依頼していただくようお願いします。

Q 伐採後植林しないといけませんか。

A 義務ではありません。保存樹林としての指定条件を満たすようにしてください。
本市では、保存樹林所有者等に苗木の配布を実施しておりますので、ご活用ください。

Q 補助を受けた保存樹林について、指定を解除することになりましたが、補助金の返還はありますか。

A 条件により補助金の返還が必要となりますので、「みどり保全課」までご連絡ください。

Q 条例に規定されている保存樹林伐採時の届出は必要ですか。

A 必要です。必要な手続きについては、「みどり保全課」まで、お問い合わせください。

藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保存樹林の良好な状態を保持し、台風や強風等による危険木の倒木被害から市民の生命及び財産を守り、道路交通の安全の確保などを図ることを目的として、危険木の伐採や剪定及びこれらに係る撤去、処分（以下「伐採等」という。）を行う保存樹林の土地所有者等に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 倒木により人の生命、身体及び財産又は家屋等、一般の交通の用に供されている道路、電線等の架線に被害を与えるおそれのある樹木をいう。
- (2) 保存樹林 藤沢市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例第15条に基づき「保存樹林」の指定を受けているものをいう。
- (3) 造園業者等 建設業法における「造園工事業」の許可を有している又は、造園施工管理技士等の資格者の雇用等による専門的知識を有する業者をいう。
- (4) 家屋等 住宅、住宅設備、倉庫、事務所、フェンス等の外構構造物、電線等の架線、車両等をいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採等に要する費用とし、次の各号に掲げる要件の全ての条件を満たす経費とする。

- (1) 保存樹林内にある危険木の伐採等であること。ただし、危険木を売却する場合は、補助対象経費からその売却した額を控除する。
- (2) 伐採等を造園業者等に委託し、その費用負担が明確であること。
- (3) 伐採等について、この要綱による補助以外の国又は地方公共団体等の補助を受けていないこと。
- (4) 剪定する危険木については、当該年度を含む前5年度の間この要綱において剪定の補助を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険木が存する保存樹林を所有し、占有し、又は管理している者

- (2) 市税に滞納がないこと。
 - (3) 当該年度にこの要綱により交付を受ける補助金の額の合計が、100万円以内である者
 - (4) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、保存樹林と被害を受けるおそれのある家屋等及び土地の所有者が、同一人又は同一世帯の場合は対象外とする。

（補助金額）

- 第5条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とする。
- 2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（制限）

- 第6条 補助金の交付は、当該年度の補助金の額の合計が、100万円を超えない範囲内において、当該年度を含む前5年度以内にこの要綱の補助を受けていない危険木に限り、再度補助金の交付をすることができる。

（交付申請）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市危険木伐採等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象経費に係る行為（以下「補助事業」という。）の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、危険木の位置図
- (2) 危険木伐採等に要する補助対象経費がわかる造園業者等の見積書の写し
- (3) 危険木の倒木による被害想定がわかる書類
- (4) 危険木の全景写真と幹周写真
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 申請者と土地所有者が異なる場合、土地所有者の同意書
- (7) 保存樹林の土地の所有者が確認できる書類
- (8) その他市長が必要であると認める書類

（交付決定等）

- 第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市危険木伐採等補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

（補助事業の内容変更等）

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市危険木伐採等補

助事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市危険木伐採等補助事業計画変更・中止承認等通知書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 前項に規定する通知の前に、作業の内容を変更したことによる補助対象経費増加分は、補助対象外とする。

（事業の完了）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の2月末日（当日が、閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市危険木伐採等補助事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付すべき書類の提出を省略させることができる。

- （1）危険木伐採等に係る申請者宛の領収書等の写し
- （2）危険木伐採等の実施状況が確認できる写真
- （3）その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

（補助金の支払）

第11条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市危険木伐採等補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

（保存樹林の管理及び処分等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて実施した保存樹林を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業完了日から起算して5年を経過するまでは、保存樹林を市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。
- 3 前項に規定する義務を履行できない場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（千円未満切り捨て）を返納しなければならない。なお、1月に満たない使用月については含めないものとする。
- 4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ保存樹林の処分等に関する承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を保存樹林の処分等に関する承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 事業完了日から起算して5年以内に交付目的に反して処分等を行ったとき。
- (7) 事業完了日から起算して5年以内に保存樹林の指定解除となったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市危険木伐採等補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市危険木伐採等補助金返還命令書(第10号様式。以下「命令書」という。)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

(保存樹林の維持)

第15条 補助事業者は、事業完了後も、5年以上保存樹林として適切な維持管理を行わなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(補助内容の見直し)

2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、申請状況を確認したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

第1号様式（第7条関係）

藤沢市危険木伐採等補助金交付申請書

年 月 日

藤沢市長

申請者 〒 _____
住 所 _____
(ふりがな)
申請者名 _____
電話番号 _____

藤沢市危険木伐採等補助事業を次のとおり実施したいので、藤沢市補助金交付規則第3条及び藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により申請します。

藤沢市危険木伐採等補助金交付申請にあたり、私に係る藤沢市税の納付状況について、貴職の権限により調査することに同意します。

また、本補助金交付に関し、完了届を期限内に提出できない場合又は虚偽の記載等があった場合は、要綱第13条及び第14条の規定に基づき、補助金交付決定の取消し及び補助金の返還に同意します。

事業実施場所	藤沢市
保存樹林指定番号	— — —
土地所有者氏名等 (共有の場合は全員) ※不足する場合は、別紙で提出してください。 ※共有者の同意書を提出してください。	住所： 氏名： 住所： 氏名： 住所： 氏名：

補助対象経費の作業内容	(1) <u>伐採する樹木</u> _____ 本 (2) <u>伐採後処分する樹木</u> _____ 本 (3) <u>伐採後売却する樹木</u> _____ 本 (4) <u>剪定する樹木</u> _____ 本
補助対象経費の見積額	<u>見積額</u> _____ 円 (税抜き) <u>消費税相当額</u> _____ 円 <u>合計</u> _____ 円
作業着手予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
作業完了予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
作業委託業者名	住所： _____ 名称等： _____ 担当者： _____ 連絡先： _____
補助金申請額 (千円未満は切捨て)	_____ 円 ※補助対象経費の2分の1以内。上限100万円
補助金申請額の内訳	(1) <u>伐採費用</u> _____ 円 (2) <u>処分費用</u> _____ 円 (3) <u>剪定費用</u> _____ 円 (4) <u>諸経費</u> _____ 円 (5) <u>売却額</u> [※] _____ ▲ _____ 円 (6) <u>消費税相当額</u> _____ 円 (7) <u>(1)～(6)の合計</u> _____ 円

※売却額が発生する場合、売却額の50%分をマイナス計上したのち、消費税相当額を算出してください。

次の事項を確認のうえ、全項目の□に「レ」を入れてください。

確認事項 (1)	<input type="checkbox"/>	伐採等作業委託業者が、造園業者等であることを確認し、各種法律や条例その他の規程を遵守のうえ実施することを確認している。
	<input type="checkbox"/>	神奈川県地域森林計画の対象となっている民有林の手続きについて確認している。
	<input type="checkbox"/>	危険木の倒木による想定被害が、保存樹林所有者又は管理者の自己所有地内で発生する場合や自己所有物の場合、補助の対象とならないことを確認している。
	<input type="checkbox"/>	本要綱以外の他の負担金又は補助金を受けていない。※1

提出する書類に「レ」を入れ、順に上から並べて提出してください。

提出書類	<input type="checkbox"/>	交付申請書（第1号様式）
	<input type="checkbox"/>	案内図、危険木の位置図
	<input type="checkbox"/>	造園業者等の見積書の写し
	<input type="checkbox"/>	危険木伐採等樹木調書
	<input type="checkbox"/>	危険木の全景写真と幹周写真
	<input type="checkbox"/>	暴力団排除に関する誓約書
	<input type="checkbox"/>	土地所有者の同意書 ※共有名義の場合や申請者が土地所有者でない場合
	<input type="checkbox"/>	保存樹林の土地の所有が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	収支予算書	

次の事項を確認のうえ、全項目の□に「レ」を入れてください。

確認事項 (2)	<input type="checkbox"/>	申請書、添付書類は控え（コピー等）がある。
	<input type="checkbox"/>	作業着工予定日は申請した日から2週間以上ある。
	<input type="checkbox"/>	完了届を2月末日までに提出できる。
	<input type="checkbox"/>	補助金交付決定通知後に作業内容に変更や中止が生じた場合は、事前に内容変更等承認手続きが必要となる。
	<input type="checkbox"/>	森林法の手続きが必要な場合、手続きを完了している。
	<input type="checkbox"/>	補助金交付決定通知書が届く前に伐採等作業はしない。

※1 「緑の保全奨励金」を除く

年（令和 年） 月 日

（補助事業者名）様

藤沢市長

藤沢市危険木伐採等補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった藤沢市危険木伐採等補助金については、藤沢市補助金交付規則第4条及び藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付・不交付の別 交付 不交付
- 2 交付・不交付決定番号 第 _____ 号
- 3 交付の場合の交付決定金額 _____ 円
- 4 不交付の場合の理由
- 5 交付条件

藤沢市危険木伐採等補助事業計画変更・中止承認申請書

年 月 日

藤沢市長

補助事業者 〒 _____
(第1号様式の申請者)

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 _____

_____年（令和 _____年） _____月 _____日付けで補助金交付決定のあった藤沢市危険木伐採等補助事業について、次のとおり申請内容を変更・中止したいので、藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 交付決定番号 第 _____ 号

2 変更点

変更後	変更前
補助金交付決定金額に変更が ない・ある 変更がある場合 _____円	補助金交付決定金額 _____円

3 変更・中止理由

4 添付書類 変更内容が確認できる書類

※ 交付決定金額に増額分の変更がある場合は、必ず伐採等作業する前に本申請書を提出してください。

年（令和 年） 月 日

（補助事業者名）様

藤沢市長

藤沢市危険木伐採等補助事業計画変更・中止承認等通知書

年 月 日付けで計画変更・中止申請のあった藤沢市危険木伐採等補助事業については、藤沢市補助金交付規則第6条第2項及び藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

- 1 交付決定番号 第 _____ 号
- 2 変更・中止の対象は、計画変更・中止承認申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助金変更交付決定金額 _____ 円

藤沢市危険木伐採等補助事業完了届

年 月 日

藤沢市長

補助事業者 〒 _____
(第1号様式の申請者)

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 _____

年（令和 年） 月 日付けで交付決定のあった藤沢市危険木伐採等補助事業を次のとおり実施したので、藤沢市補助金交付規則第8条及び藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その完了を届け出ます。

1 伐採等した場所 藤沢市 _____

2 交付決定番号 第 _____ 号

3 補助金の交付決定金額 _____ 円

4 完了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

①支払い完了日（領収書発行日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 補助対象経費 ※該当する□にチェックを入れてください。

申請時と変更なし 申請時と変更あり（「変更あり」の場合は下に記入）

(税抜き) _____ 円

(消費税) _____ 円

合 計 _____ 円

6 添付書類

藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第10条第1項各号に掲げる添付書類

- (1) 危険木伐採等に係る申請者宛の領収書等の写し
- (2) 危険木伐採等の実施状況の写真
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

藤沢市危険木伐採等補助金交付請求書

年 月 日

藤沢市長

〒 _____
 住 所 _____
 (ふりがな)
 氏 名 _____
 電話番号 _____

次のとおり藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第11条第1項の規定により請求します。なお、支払いについては以下の口座へ振り込んでください。

請 求 金 額									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※請求金額は、右詰で記入し最上位の桁の前枠に¥印を記入してください。
 算用数字ではっきりとご記入願います。なお、金額の訂正はできません。

- 1 補助金の名称 藤沢市危険木伐採等補助金
- 2 補助金交付決定年月日 _____年 月 日
- 3 交付決定番号 第 _____ 号
- 4 振込先（口座振込をしますので、以下の欄にご記入ください。）

口座名義人は、補助事業者に限ります。

金融機関名	銀行 本店 農業協同組合 支店 信用金庫 支所 信用組合 出張所									
預金種別	(普通・当座)									
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table> (※口座番号を右詰で記入してください。)									
(フリガナ) 口座名義人 									

下欄は記入しないでください。

課名	みどり保全課	管理番号	
----	--------	------	--

保存樹林の処分等に関する承認申請書

年 月 日

藤沢市長

〒 _____
住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 _____

藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第12条第4項の規定により、次のとおり保存樹林の処分等について申請します。

1 交付決定番号 第 _____ 号

2 処分の方法

処分する項目に○を記入してください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他

「その他」の場合は、具体的に記入してください。

【
】

3 処分の時期 _____ 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

(処分することにより収益があった場合は、その額を記載してください。)

年（令和 年） 月 日

（補助事業者名）様

藤沢市長

保存樹林の処分等に関する承認通知書

年 月 日付けで申請のありました保存樹林の処分等については、藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第12条第5項に基づき、次のとおり承認したので通知します。

1 交付決定番号 第 _____ 号

2 処分の方法

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他

「その他」の場合は、具体的内容

【 _____ 】

3 処分の条件

4 補助金返還の有無 有 無

5 補助金返還有の場合の金額 _____ 円

※ _____ 年（令和 年） 月 日までにお支払いいただきますようお願い
します。

年（令和 年） 月 日

（補助事業者名）様

藤沢市長

藤沢市危険木伐採等補助金交付決定取消通知書

年（令和 年） 月 日付けで交付決定しました藤沢市危険木伐採等補助金（交付決定番号 第 号）については、藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、次の事由により補助金の交付決定を取り消すこととしたので通知します。

取消事由

年（令和 年） 月 日

（補助事業者名）様

藤沢市長

藤沢市危険木伐採等補助金返還命令書

年（令和 年） 月 日付けで交付しました藤沢市危険木伐採等補助金
（交付決定番号 第 号）については、藤沢市危険木伐採等補助金交付要
綱第14条第1項の規定に基づき、次の事由により 年（令和 年） 月
日までに補助金の返還を命じます。

返還すべき金額 _____円

返還事由

危険木伐採等樹木調書(要綱第7条第3号参考様式)

危険木伐採等樹木調書		(第7条第1項第3号参考様式)															
番号	作業内容	危険木樹種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	被害想定物等							被害想定物 までの 距離 (m)	伐採樹木 の売却	該当写真 番号等			
					<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()									
1	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
2	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
3	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
4	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
5	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
6	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
7	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
8	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
9	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
10	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
11	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
12	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
13	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
14	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	
15	伐採・剪定				<input type="checkbox"/> 家屋等	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 電線等	<input type="checkbox"/> その他 ()								有・無	

※被害想定物等欄については、倒木した時に被害が想定されるもの全てにレ点を入れてください。
 ・家屋等欄については、申請者等の土地所有者以外が所有する住宅や構造物が対象となります。
 ・道路欄については、危険木倒木時に道路を安全に通行することができなくなる場合やガードレール等の道路構造物への被害が対象となります。
 ・電線等欄については、電気、電話などの通信線が対象となります。(自己所有物への引き込み線は対象外です。)
 ※被害想定物等までの距離欄については、対象物が複数ある場合、最短距離を記入してください。
 ・被害発生が想定されない樹木の伐採等については、対象外となります。

暴力団排除に関する誓約書(要綱第7条第5号参考様式)

(第7条第1項第5号参考様式)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

藤沢市長

住所(所在地)

氏名

(代表者名)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、神奈川県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は申請箇所の土地所有者の中には、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)
 - (3) 暴力団員等によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員等によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、申請箇所の土地所有者若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員等と密接な交友関係を有する者
- 2 1(1)~(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を、危険木伐採等の契約相手方にしません。
- 3 作業契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該作業契約等を解除します。
- 4 自己又は作業契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、市長に報告し、警察に通報します。

同意書(要綱第7条第6号参考様式)

(第7条第1項第6号参考様式)

同 意 書

年 月 日

藤沢市長

住所 _____

氏名 _____

下記申請者が藤沢市危険木伐採等補助金交付申請にあたり、次の2点について、土地所有者として同意します。

- 1 危険木伐採等の作業を実施することに土地所有者として同意します。
- 2 私に係る藤沢市税の納付状況について、貴職の権限により調査することに同意します。

申請者 _____

収支予算書(要綱第7条第8号参考様式)

収支予算書

(収入の部)

区 分	収入(予定)額	摘 要
自己負担金		
市補助金		
合 計		

※本補助金以外の収入があるときは、その収入の補助金名等を摘要欄に記入してください。

※売却による収入があるときは、摘要欄に売却先を記入してください。

(支出の部)

区 分	支出(予定)額	摘 要
事業費		
合 計		

収支決算書(要綱第10条第1項第3号参考様式)

収支決算書

(収入の部)

区	分	収入(予定)額	摘	要
	自己負担金			
	市補助金			
	合 計			

※本補助金以外の収入があるときは、その収入の補助金名等を摘要欄に記入してください。

※売却による収入があるときは、摘要欄に売却先を記入してください。

(支出の部)

区	分	支出(予定)額	摘	要
	事業費			
	合 計			

事業のご案内や申請書のダウンロード等はこちらから

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp//midori/fujisawashikikenbokubattsai.html>

事業の問い合わせ先

藤沢市役所 都市整備部 みどり保全課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-8252

メール fj-midori@city.fujisawa.lg.jp



2026年（令和8年）3月作成